

2014 年 1 月 9 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第 298 号）

工業情報化部・上海市人民政府、 自由貿易試験区の電信付加価値業務で 外商独資企業の設立も容認へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

工業情報化部と上海市人民政府は 2014 年 1 月 6 日、『中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見』（以下『意見』という）を公布しました。『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38 号、以下『総体方案』という）が中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）での対外開放拡大を決定したサービス業 6 分野 18 業種のうち、従来は外資比率が 50%以下に制限されていた電信付加価値業務について、一部業務を除き 50%以上の出資を認める方針を明らかにしました。同時に、『外商投資電信企業管理規定』（国務院 534 号令、以下『規定』という）の一部規定の執行を停止し、新たに試行管理弁法を制定して、関連手続を簡素化する旨も明記しています。

□ 外資による出資比率制限を緩和

外商投資企業による電信市場への参入条件を定める『規定』は、電信付加価値業務を經營する外商投資電信企業の外国側出資比率を 50%以下に制限（第 6 条）。その最低資本金額についても、全国あるいは複数の省にわたって經營する場合には 1000 万元、1 つの省内で經營する場合には 100 万元と規定しています（第 5 条）。また、『外商投資産業指導目録（2011

【図表 1】『総体方案』が上海自由貿易区での
拡大開放を決定した電信業務の種類と開放措置

業種分類	電信付加価値（国民経済業界分類：I 情報伝達、ソフトウェアおよび情報技術サービス業—6319 その他の電信サービス業、6420 インターネット情報サービス業、6540 データ処理および保存サービス、6592 コールセンター）
開放措置	インターネット情報の安全を保証する前提において、外資企業による特定形式の一部の電信付加価値サービスの經營を許可し、行政法規の突破に係わる場合、国務院の批准・同意を必要とする。

（『総体方案』付属文書）

【図表 2】電信業務の種類

基礎 電信業務	公共のネットワークインフラ施設、公共データ伝送および基本通話・通信サービスの提供
付加価値 電信業務	公共ネットワークインフラ施設を利用した電信と情報サービスの提供

（『電信条例』第 8 条）

年修訂)』(国家発展改革委員会、商務部令第12号)は「付加価値電信業務(外資比率50%以下)」を制限類に収録しています。

これに対し、『意見』は一部業務を除き50%以上の出資を認めることを盛り込みました(図表3参照)。ただし、その適用を受けるためには、上海自由貿易区内に企業を登録し、サービス施設を設ける必要があります(第2条第4項)。

【図表3】電信付加価値業務の分類と上海自由貿易区における規制緩和意見

業務分類	業務の定義	規制緩和意見
オンラインデータ処理と取引処理	データと取引・事務処理応用プラットフォームを利用し、通信ネットワークを通じてユーザーにオンラインデータ処理および取引・事務処理を提供するサービス。取引処理(銀行業務やチケット販売等)、電子データ交換業務(EDI)、ネットワーク・電子設備データ処理等を含む。	外資の出資比率は55%以下
国内多拠点間通信サービス	通信ネットワークを通じて国内の多拠点間でリアルタイムのインタラクティブな、またはオンデマンドの音声、映像通信を実現するサービス。国内多拠点間電話サービス、国内テレビ電話会議サービス、国内インターネット会議のテレビ・映像サービス等を含む。	外資50%以上の出資可、独資も可
国内インターネット仮想プライベートネットワーク(IP-VPN)	自社所有のネットワークを利用、または公共インターネット資源をレンタルし、TCP/IPプロトコルを採用して国内ユーザーのためにインターネットのクローズドなユーザーネットワークをカスタマイズするサービス。ユーザーはIP-VPNを利用して公共のインターネット情報の閲覧や経営性活動を行ってはならない。	外資の出資比率は50%以下
インターネットデータセンター(IDC)	アウトソーシングの方法でユーザーのサーバー等のインターネットまたはその他のネットワーク関連設備のために設置、代理保守、システム配置および管理サービスを提供し、データベースシステムまたはサーバー等の設備および保存容量のレンタル、通信経路および出口の代理レンタル等を提供するサービス。	(記載なし)
保存・転送類	保存・転送メカニズムを利用して情報発信を提供するサービス。音声メール、X.400電子メール、ファクシミリの保存・転送等がある。	外資50%以上の出資可、独資も可
コールセンター	コールセンターシステムおよびデータベース技術を利用し、公共通信ネットワークを通じてユーザーに顧客企業の業務対応、情報提供およびデータ検索等を提供するサービス。システムおよびオペレーター座席のレンタルサービスも含む。	外資50%以上の出資可、独資も可
インターネット接続サービス	接続サーバーとハードウェア・ソフトウェア資源を利用して業務ポイントを構築し、公共電信インフラ施設を利用して業務ポイントとインターネットのバックボーンとを接続して、ユーザーにインターネット接続を提供するサービス。業務形態には、①情報コンテンツ、オンライン取引、オンラインアプリケーション等を提供するインターネット情報サービス業務(ICP)業者のために提供するインターネット接続、②オンラインでの関連サービスの取得を必要とする一般のネット接続ユーザー等のために提供するインターネット接続、がある。	外資50%以上の出資可、独資も可(ただし、②の接続サービスのみ)
情報サービス	情報の収集・開発・処理および情報プラットフォームを構築し、公衆通信ネットワークを通じて直接エンドユーザーに音声情報サービス、オンライン情報およびデータ検索等を提供するサービス。コンテンツ、娯楽・ゲーム、ビジネス情報およびGPS情報等のサービスを含む。	外資50%以上の出資可、独資も可(ただし、アプリケーションストアのみ)

(『電信業務分類目録』および『意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『意見』に明記された電信付加価値サービスのうち、「インターネット接続サービス業務（ネット接続ユーザーのためのインターネット接続サービスの提供）」のサービス提供範囲は上海自由貿易区内に限定されていますが、その他の業務は全国でサービス展開することができます（第2条第4項）。

＊

『意見』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 6 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

（日本語仮訳）

工業情報化部、上海市人民政府

中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見

党中央、国務院による中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の設立に関する重大な意思決定を貫徹して具体化し、さらに積極的に主体的な開放戦略を実施し、試験区における開放による発展促進、改革促進、革新促進を支持し、複製可能で、普及可能な経験を形成するため、『国務院による中国（上海）自由貿易試験区総体方案への同意に関する承認回答』に基づき、ここに試験区内での付加価値電信業務のさらなる対外開放について、以下のような意見を提出する。

1、指導思想

試験区内での付加価値電信業務の対外開放のさらなる試行を積極的に推し進める。管理を強化し、外商投資企業を電信業務の規範的な経営へと誘導する。サービスを完美化し、公平な競争の市場環境を擁護し、電信市場の持続的で健全な発展を促進する。

2、開放領域

- (1) すでにWTOに対して開放を承諾しているが、外資出資比率が50%を超えない情報サービス業務、保存・転送類業務等の2項目の業務の外資出資比率は、50%の突破を試行することができる。このうち、情報サービス業務はアプリケーションストアのみを含める。
- (2) 新たに4項目の業務の開放を追加試行する。コールセンター業務、国内多拠点間通信サービス業務、インターネット接続サービス業務（ネット接続ユーザーのためのインターネット接続サービスの提供）、国内インターネットの仮想プライベートネットワーク業務。このうち、コールセンター業務、国内多拠点間通信サービス業務、インターネット接続サービス業務（ネット接続ユーザーのためのインターネット接続サービスの提供）の外資出資比率は50%を突破することができる。国内インターネットの仮想プライベートネットワーク業務の外資出資比率は50%を超えないこと。
- (3) オンラインデータ処理と取引処理業務（経営類電子商取引）の外資出資比率は55%を超えないこと。
- (4) 上述の電子業務の経営を申請する企業の登録地およびサービス施設は、試験区内に設けなければならない。インターネット接続サービス業務（ネット接続ユーザーのためのインターネット接続サービスの提供）のサービス範囲は試験区内に限定し、その他の業務のサービス範囲は全

国を対象とすることができる。

3、保障措置

(1) 細則の制定

国務院の総合的な手配に基づき、試験区内で『外商投資電信企業管理規定』（国務院 534 号令）の関連規定内容の実施を一時的に停止する。同時に試行管理弁法の制定を加速し、関連管理制度を調整し、審査・批准手続を簡素化し、審査・批准期限を短縮する。

(2) 環境の創造

外資企業を法に基づく付加価値電信業務の規範的な経営へと誘導し、外資企業の研究開発センターの試験区への進出を奨励する。電信ユーザーの合法的な利益を適切に保護し、公平な競争の市場環境を育成および擁護し、電信市場の持続的で健全な発展を促進する。

(3) サービスの完善化

政策広報の力を強化し、サービス交流プラットフォームを建設し、外資企業との意思疎通を強化する。外資企業のために政策コンサルティングおよびサービスを提供し、積極的に外資企業のために実際の困難および問題を解決する。

(4) 監督管理の強化

関連情報の収集および統計分析を完備化し、ネットワークインフラ施設、データ資源、ユーザー情報の保護等の方面の要求を明確化する。国際通信業務およびネットワーク運営セキュリティに対する監督管理を強化し、ネットワークおよび情報セキュリティを擁護する。

試験区での付加価値電信業務のさらなる開放を推進するため、工業情報化部が上海市人民政府と連合して部・市協調業務メカニズムを構築し、関連業務の具体化を推し進める。上海市通信管理局は、外資企業に対する誘導および監督を強化し、各項目の業務の試行開放の具体化および管理状況に対し、定期的に工業情報化部および上海市人民政府に報告すること。

(中国語原文)

工业和信息化部 上海市人民政府 关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见

为贯彻落实党中央、国务院关于建立中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）的重大决策，实施更加积极主动的开放战略，支持试验区实现以开放促发展、促改革、促创新，形成可复制、可推广的经验，根据《国务院关于同意中国（上海）自由贸易试验区总体方案的批复》，现就试验区内进一步对外开放增值电信业务，提出如下意见：

一、指导思想

积极推动试验区内增值电信业务进一步试点对外开放。加强管理，引导外商投资企业规范经营电信业务。完善服务，维护公平竞争的市场环境，促进电信市场持续健康发展。

二、开放领域

- （一）已经对 WTO 承诺开放，但外资股比不超过 50%的信息服务业务、存储转发类业务等两项业务外资股比可试点突破 50%。其中信息服务业务仅含应用商店。
- （二）新增试点开放四项业务：呼叫中心业务、国内多方通信服务业务、因特网接入服务业务（为上网用户提供因特网接入服务）、国内因特网虚拟专用网业务。其中，呼叫中心业务、国内多方通信服务业务、因特网接入服务业务（为上网用户提供因特网接入服务）外资股比可突破 50%；国内因特网虚拟专用网业务外资股比不超过 50%。
- （三）在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）外资股比不超过 55%。
- （四）申请经营上述电信业务的企业注册地和服务设施须设在试验区内。因特网接入服务业务（为上网用户提供因特网接入服务）的服务范围限定在试验区内，其他业务的服务范围可以面向全国。

三、保障措施

（一）制定细则

根据国务院总体部署，在试验区内暂停实施《外商投资电信企业管理规定》（国务院 534 号令）相关规定内容。同时加快制定试点管理办法，调整相关管理制度，简化审批手续，缩短审批时限。

（二）营造环境

引导外资企业依法规范经营增值电信业务，鼓励外资企业研发中心进驻试验区。切实保护电信用户合法权益，培育和维护公平竞争的市场环境，促进电信市场持续健康发展。

（三）完善服务

加大政策宣传力度，搭建服务交流平台，加强与外资企业的沟通。为外资企业提供政策咨询和服务，积极为外资企业解决实际困难和问题。

（四）加强监管

完善相关信息收集和统计分析，明确对网络基础设施、数据资源、用户信息保护等方面的要求。加强对国际通信业务和网络运行安全的监管，维护网络和信息安全。

为推进试验区进一步开放增值电信业务的工作，由工业和信息化部联合上海市人民政府建立部市协调工作机制，推动相关工作的落实。上海市通信管理局应当加强对外资企业的引导和监督，对各项业务试点开放的落实和管理情况，要定期报工业和信息化部 and 上海市人民政府。